

山形市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針				
2. 中心市街地の位置及び区域					2. 中心市街地の位置及び区域				
3. 中心市街地の活性化の目標					3. 中心市街地の活性化の目標				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1]～[2] (2) ②略					[1]～[2] (2) ②略				
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
事業名 都市計画道路諏訪町七日町線(大龍寺工区)整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業名 都市計画道路諏訪町七日町線(大龍寺工区)整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名 都市計画道路諏訪町七日町線ほか1路線(建昌寺前工区)整備事業  内容 南北路線の道路整備事業  諏訪町七日町線 L=117m W=19m  香澄町七日町線 L=68m W=19m  実施時期 H30年度～R9年度	山形市	七日町周辺と十日町周辺を結ぶ都心リングを形成する重要な役割をもった南北路線である。現在一方通行である本路線を整備することで、駅方面へのアクセスの強化を図ることにより、円滑な交通のネットワークを形成し、「賑わいの創出」及び「居住環境の向上」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 防災・安全交付金(道路事業(街路))  実施時期 R1年度～ R2年度  支援措置の内容 都市構造再編集集中支援事業(都市再生整備計画(山形市中心拠点地区))  実施時期 R3年度～ R9年度  <u>削除</u>		事業名 都市計画道路諏訪町七日町線ほか1路線(建昌寺前工区)整備事業  内容 南北路線の道路整備事業  諏訪町七日町線 L=117m W=19m  香澄町七日町線 L=68m W=19m  実施時期 H30年度～R9年度	山形市	七日町周辺と十日町周辺を結ぶ都心リングを形成する重要な役割をもった南北路線である。現在一方通行である本路線を整備することで、駅方面へのアクセスの強化を図ることにより、円滑な交通のネットワークを形成し、「賑わいの創出」及び「居住環境の向上」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 防災・安全交付金(道路事業(街路))  実施時期 R1年度～ R2年度  支援措置の内容 都市構造再編集集中支援事業(都市再生整備計画(山形市中心拠点地区))  実施時期 R3年度～ R9年度  <u>支援措置の内容</u>	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 都市計画道路東原村木沢 線整備事業（再掲） (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 本町第1ブロック南地区 地域生活拠点型再開発事 業  内容 本町第1ブロック南地区 における共同住宅の整備 及び都市機能の改善を図 る事業  実施時期 <u>R2年度～R8年度</u>	住友不動 産（株）	本町1丁目地内にある、老朽 化した商業店舗と隣接するテナ ントビルが一体となって、低層 階を商業・公益施設、中高層階 が住居となる複合マンションに 建替えをするとともに、国道1 12号に面した敷地内に公開さ れたスペースを各種イベントや 休憩の場として活用すること で、「賑わいの創出」及び「居 住環境の向上」に寄与するもの であることから、中心市街地の 活性化に必要である。	支援措置の内 容 スマートウェ ルネス住宅等 推進事業補助 金  実施時期 <u>R4年度～ R8年度</u>  <u>支援措置の内 容</u> <u>防災・省エネま ちづくり緊急 促進事業補助 金</u>  <u>実施時期</u> <u>R5年度～ R8年度</u>	

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
事業名 第一小学校旧校舍リノベ ーション事業  内容 第一小学校の旧校舍を活 用し創造都市の拠点施設 へリノベーションする事	山形市	昭和2年に竣工した山形県下 初の鉄筋コンクリート構造であ る第一小学校旧校舎は、平成22 年より山形まなび館として、山 形市の観光PRや伝統工芸の紹 介、販売、イベント開催のほか、 地域の文化的活動の場の提供を 行っていた。今後は、本市の文	支援措置の内 容 中心市街地 再活性化特 別対策事業  実施時期 <u>R3年度～</u>	

			<u>無電柱化推進 事業費補助金</u>	
(略)	(略)	(略)	<u>実施時期</u> <u>R4年度～ R9年度</u>	(略)
事業名 都市計画道路東原村木沢 線整備事業（再掲） (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 本町第1ブロック南地区 地域生活拠点型再開発事 業  内容 本町第1ブロック南地区 における共同住宅の整備 及び都市機能の改善を図 る事業  実施時期 <u>R2年度～R7年度</u>	住友不動 産（株）	本町1丁目地内にある、老朽 化した商業店舗と隣接するテナ ントビルが一体となって、低層 階を商業・公益施設、中高層階 が住居となる複合マンションに 建替えをするとともに、国道1 12号に面した敷地内に公開さ れたスペースを各種イベントや 休憩の場として活用すること で、「賑わいの創出」及び「居 住環境の向上」に寄与するもの であることから、中心市街地の 活性化に必要である。	支援措置の内 容 スマートウェ ルネス住宅等 推進事業補助 金  実施時期 <u>R4年度～ R7年度</u>  <u>新規追加</u>	

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
事業名 第一小学校旧校舍リノベ ーション事業  内容 第一小学校の旧校舎を活 用し創造都市の拠点施設 へリノベーションする事	山形市	昭和2年に竣工した山形県下 初の鉄筋コンクリート構造であ る第一小学校旧校舎は、平成22 年より山形まなび館として、山 形市の観光PRや伝統工芸の紹 介、販売、イベント開催のほか、 地域の文化的活動の場の提供を 行っていた。今後は、本市の文	支援措置の内 容 中心市街地 再活性化特 別対策事業  実施時期 <u>R3年度～</u>	

業 実施時期 H28年度～		化創造都市の拠点施設としてリノベーションし、芸術文化活動や情報発信を行うことで、「賑わいの創出」及び「新規出店の誘導」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	<u>R7年度</u>	
事業名 七日町第8ブロック南地区暮らし・賑わい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 <u>新たな市民会館整備事業</u>  内容 旧県民会館を移転先とし、市民会館の整備を行う事業  実施期間 R2年度～	山形市	山形市民会館は昭和48年の開館から46年が経過し、施設、設備の老朽化が進んでおり、建て替えが必要な状態である。閉館した旧山形県民会館跡地を移転先として新たな市民会館の整備を行うことで、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	<u>支援措置の内容</u> <u>社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)</u>  <u>実施時期</u> <u>R6年度～</u> <u>R7年度</u>  <u>支援措置の内容</u> <u>中心市街地再活性化特別対策事業</u>  <u>実施時期</u> <u>R7年度</u>	<u>社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)の補助対象外部分に中心市街地再活性化特別対策事業を活用</u>

(2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 第一小学校旧校舎リノベーション事業 (再掲) 内容 第一小学校の旧校舎を活用し創造都市の拠点施設へリノベーションする事業 実施時期	山形市	昭和2年に竣工した山形県下初の鉄筋コンクリート構造である第一小学校旧校舎は、平成22年より山形まなび館として、山形市の観光PRや伝統工芸の紹介、販売、イベント開催のほか、地域の文化的活動の場の提供を行っていた。今後は、本市の文化創造都市の拠点施設としてリノベーションし、芸術文化活動や情報発信を行うことで、「賑	支援措置の内容 地方創生推進交付金  実施時期 R1年度～ R3年度  支援措置の内容	

業 実施時期 H28年度～		化創造都市の拠点施設としてリノベーションし、芸術文化活動や情報発信を行うことで、「賑わいの創出」及び「新規出店の誘導」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	<u>R4年度</u>	
事業名 七日町第8ブロック南地区暮らし・賑わい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(4) から移設</u>				

(2) ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 第一小学校旧校舎リノベーション事業 (再掲) 内容 第一小学校の旧校舎を活用し創造都市の拠点施設へリノベーションする事業 実施時期	山形市	昭和2年に竣工した山形県下初の鉄筋コンクリート構造である第一小学校旧校舎は、平成22年より山形まなび館として、山形市の観光PRや伝統工芸の紹介、販売、イベント開催のほか、地域の文化的活動の場の提供を行っていた。今後は、本市の文化創造都市の拠点施設としてリノベーションし、芸術文化活動や情報発信を行うことで、「賑	支援措置の内容 地方創生推進交付金  実施時期 R1年度～ R3年度  支援措置の内容	

H28年度～		わいの創出」及び「新規出店の誘導」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	地方創生拠点整備交付金 実施時期 R3年度～ R4年度	
<u>事業名</u> 七日町第8ブロック南地区暮らし・賑わい再生事業（再掲）  <u>内容</u> 老朽化が進んだ山形銀行本店ビルの建替えに伴い、賑わい交流施設の整備をするとともに、都市機能の改善を図る事業  <u>実施時期</u> R3年度～R7年度	<u>(株)山形銀行</u>	<u>山形銀行本店ビルの建替えに伴い、多目的ホールや、新たな働き方に対応したシェアスペース、各種イベント、休憩に活用できる広場といった銀行店舗以外の公益的機能を有した施設を整備することで、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。</u>	<u>支援措置の内容</u> <u>住宅・建築物環境対策事業費補助金（サステナブル建築物等先導事業）</u>  <u>実施時期</u> R5年度～ R7年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 山形市民会館改修事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(2) ①へ移設</u>				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	----------------------------	---------------	--------

H28年度～		わいの創出」及び「新規出店の誘導」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。	地方創生拠点整備交付金 実施時期 R3年度	
<u>新規追加</u>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 山形市民会館改修事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名 <u>(仮称)新たな市民会館整備事業</u>  <u>内容</u> 旧県民会館を移転先とし、市民会館の整備を行う事業  <u>実施期間</u> R2年度～	山形市	山形市民会館は昭和48年の開館から46年が経過し、施設、設備の老朽化が進んでおり、建て替えが必要な状態である。閉館した旧山形県民会館跡地を移転先として新たな市民会館の整備を行うことで、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	----------------------------	---------------	--------

事業名 七日町第5ブロック南地区第一種市街地再開発事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名 本町第1ブロック南地区地域生活拠点型再開発事業（再掲）  内容 本町第1ブロック南地区における共同住宅の整備及び都市機能の改善を図る事業  実施時期 <u>R2年度～R8年度</u>	住友不動産（株）	本町1丁目地内にある、老朽化した商業店舗と隣接するテナントビルが一体となって、低層階を商業・公益施設、中高層階が住居となる複合マンションに建替えをするとともに、国道112号に面した敷地内に公開されたスペースを各種イベントや休憩の場として活用することで、「賑わいの創出」及び「居住環境の向上」に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金  実施時期 <u>R4年度～R8年度</u>  <u>支援措置の内容</u> <u>防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金</u>  <u>実施時期</u> <u>R5年度～R8年度</u>	

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名 やまがた文化の回廊フェスティバル開催事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名 本町第1ブロック南地区地域生活拠点型再開発事業（再掲）  内容	住友不動産（株）	本町1丁目地内にある、老朽化した商業店舗と隣接するテナントビルが一体となって、低層階を商業・公益施設、中高層階が住居となる複合マンションに建替えをするとともに、国道1	支援措置の内容 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金	

事業名 七日町第5ブロック南地区第一種市街地再開発事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名 本町第1ブロック南地区地域生活拠点型再開発事業（再掲）  内容 本町第1ブロック南地区における共同住宅の整備及び都市機能の改善を図る事業  実施時期 <u>R2年度～R7年度</u>	住友不動産（株）	本町1丁目地内にある、老朽化した商業店舗と隣接するテナントビルが一体となって、低層階を商業・公益施設、中高層階が住居となる複合マンションに建替えをするとともに、国道112号に面した敷地内に公開されたスペースを各種イベントや休憩の場として活用することで、「賑わいの創出」及び「居住環境の向上」に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金  実施時期 <u>R4年度～R7年度</u>  <u>新規追加</u>	

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]～[2] ②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名 やまがた文化の回廊フェスティバル開催事業 （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
事業名 本町第1ブロック南地区地域生活拠点型再開発事業（再掲）  内容	住友不動産（株）	本町1丁目地内にある、老朽化した商業店舗と隣接するテナントビルが一体となって、低層階を商業・公益施設、中高層階が住居となる複合マンションに建替えをするとともに、国道1	支援措置の内容 スマートウェルネス住宅等推進事業補助金	

本町第1ブロック南地区における共同住宅の整備及び都市機能の改善を図る事業  実施時期 <u>R2年度～R8年度</u>		12号に面した敷地内に公開されたスペースを各種イベントや休憩の場として活用することで、「賑わいの創出」及び「居住環境の向上」に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。	実施時期 <u>R4年度～R8年度</u>  <u>支援措置の内容</u> <u>防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金</u>  実施時期 <u>R5年度～R8年度</u>	
事業名 七日町第6ブロック北御殿堰整備事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>事業名</u> <u>七日町第8ブロック南地区暮らし・賑わい再生事業（再掲）</u>  <u>内容</u> <u>老朽化が進んだ山形銀行本店ビルの建替えに伴い、賑わい交流施設の整備をするとともに、都市機能の改善を図る事業</u>  <u>実施時期</u> <u>R3年度～R7年度</u>	<u>(株)山形銀行</u>	<u>山形銀行本店ビルの建替えに伴い、多目的ホールや、新たな働き方に対応したシェアスペース、各種イベント、休憩に活用できる広場といった銀行店舗以外の公益的機能を有した施設を整備することで、「賑わいの創出」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。</u>	<u>支援措置の内容</u> <u>住宅・建築物環境対策事業費補助金（サステナブル建築物等先導事業）</u>  実施時期 <u>R5年度～R7年度</u>	

(4) 略

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は別紙参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
  - [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
    - (1) 協議会開催状況
- (略)

○令和5年度第1回 構成員・幹事合同会議 令和5年5月12日

本町第1ブロック南地区における共同住宅の整備及び都市機能の改善を図る事業  実施時期 <u>R2年度～R7年度</u>		12号に面した敷地内に公開されたスペースを各種イベントや休憩の場として活用することで、「賑わいの創出」及び「居住環境の向上」に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。	実施時期 <u>R4年度～R7年度</u>  <u>新規追加</u>	
事業名 七日町第6ブロック北御殿堰整備事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<u>新規追加</u>				

(4) 略

8. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は別紙参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] 略
  - [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
    - (1) 協議会開催状況
- (略)

○令和5年度第1回 構成員・幹事合同会議 令和5年5月12日

- ・令和4年度山形市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
- ・計画の進捗状況について
- ・計画の変更について

○令和5年度第2回 構成員会議 令和5年12月7日～12月22日

- ・計画の進捗状況について
- ・計画の変更について

[3] 略

10. ～11. 略

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地の活性化の目標」(P61～72)に記載
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」(P124～133)に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」(P54～60)に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」(P124～133)に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」(P134～138)に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」(P139)に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」(P73～123)に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	事業等ごとに掲載した「目標達成のための位置付け及び必要性」(P74～121)に記載

- ・令和4年度山形市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
- ・計画の進捗状況について
- ・計画の変更について

新規追加

[3] 略

10. ～11. 略

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地の活性化の目標」(P61～72)に記載
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」(P121～124)に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」(P54～60)に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」(P121～129)に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」(P132～136)に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」(P137)に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」(P73～117)に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	事業等ごとに掲載した「目標達成のための位置付け及び必要性」(P74～117)に記載

第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業等ごとに掲載した「実施主体」(P74～ <a href="#">121</a> )に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	事業等ごとに掲載した「実施時期」(P74～ <a href="#">121</a> )に記載

第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業等ごとに掲載した「実施主体」(P74～ <a href="#">117</a> )に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	事業等ごとに掲載した「実施時期」(P74～ <a href="#">117</a> )に記載